

調査の名称	動物愛護管理基本指針フォローアップ等検討調査
調査の目的	動物愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。）第 5 条第 1 項に基づき定められた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成 18 年環境省公示第 140 号）」では、毎年度、基本指針の達成状況を把握することが定められている。本調査は、動物愛護管理法に基づき登録されている第一種動物取扱業のうち、販売業（ペットショップやブリーダー等）を対象に、動物のマイクロチップ装着や健康管理の方法などについて把握するために実施するもの。
調査の対象	犬及び猫の販売を行う第一種動物取扱業者より無作為抽出
調査事項	動物のマイクロチップ装着や健康管理の方法等について
調査の時期	2016 年 2 月 26 日調査票発送、2016 年 3 月 11 日投稿締切
調査の方法	郵送調査